

令和6年度 歳末たすけあい配分金事業 おせち料理配達事業 募集要項 【事業実施期間：令和6年12月】

1 目的

年末に、支援が必要な世帯を支援者が訪問することにより、地域住民同士の交流の機会を設けることで、高齢者及び障がいのある方が、温かい気持ちでお正月を迎えることができるよう支援します。

2 助成対象団体

- (1) 柏崎市内の町内会（複数の町内会による地区単位での申請も対象）
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 地区福祉組織等の福祉活動を主目的とする団体又はボランティアグループ等の団体

3 助成対象事業

年末に高齢者及び障がい者世帯を訪問してのおせち料理配達を行うもの

4 事業実施期間

令和6年12月20日～令和6年12月31日

5 助成対象外事業

次に掲げるものは、助成の対象としません。

- (1) 介護保険事業、営利活動、政治活動、宗教活動
- (2) 令和6年度中に公的な補助金、あるいは共同募金配分金B配分を含む本助成以外からの助成を受けている事業
- (3) 団体の運営費（人件費及び家賃、光熱水費、通信費も含みます。）
- (4) 総事業費の1割以上の自主財源が確保されていない事業
- (5) その他、助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

6 助成対象外経費

- (1) 備品購入に係る経費
- (2) 本事業と関連性のない団体の運営費（家賃、光熱費、通信費など）
- (3) 人件費（ただし配食等に係るガソリン代等の費用弁償は除きます。）
- (4) 飲料水の購入に係る経費

7 助成基準

助成上限額	町内会を単位とするもの	1事業 50,000円
	地区又は全市内単位とするもの	1事業100,000円

※おせち料理の単価が申請団体ごとに異なる場合に、助成審査会にておせち1食あたりの助成額の上限を設ける場合があります。

※交付対象となる地区や町内会の重複があった場合は、事務局から担当者に通知し、対象者に重複がないことを確認する場合があります。

(2) 助成率

総事業費の9割以内で、総事業費の1割以上の自己負担を必要とします。

8 助成の審査

柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定の上、申請団体へ通知します。なお、複数の団体から申請が重なった場合、過去の助成交付年数を審査基準とし、新規申請団体を優先します。

※ 助成金額については、申請状況等により助成上限額を下回ることもあることをご承知おきください。審査の過程及び内容についての問い合わせには応じられません。

9 応募方法、助成内定及び助成金交付時期

(1) 応募方法

「助成申請書」に所定の必要書類を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出してください。

(2) 申請締切

令和6年11月11日(月) 必着

(3) 助成内定

助成審査委員会で審査し、令和6年12月に文書で決定額を通知します。

(4) 助成決定及び助成金の交付

助成金は、令和7年1月に団体が指定する口座に振り込みます。

10 助成対象団体の責務

(1) 助成交付を受けた団体は、事業の実施に当たり、「歳末たすけあい募金」の助成を受けて事業を実施することを、広く市民に明示しなければなりません。

(2) 助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画・推進しなければなりません。

(3) 当該年度の3月31日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会まで「事業完了報告書」を提出しなければなりません。報告がない場合は次年度以降の助成事業の申請を受け付けません。

11 問合せ先

柏崎市共同募金委員会 〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 Tel 22-1411